第84期 定時株主総会 招集ご通知

目次

第84期定時株主総会招集ご通知	2					
コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト	8					
[株主総会参考書類]						
第1号議案~第5号議案	9					
[添付書類]						
事業報告						
1. 企業集団の現況に関する事項	27					
2. 会社の株式に関する事項	35					
3. 会社役員に関する事項	37					
4. 会計監査人の状況	44					
5. 会社の体制及び方針	45					
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針	48					
連結計算書類	49					
計算書類	53					
<u></u> 監査報告						
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	57					
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告 60						
監査等委員会の監査報告	63					

開催日時

2023年3月23日木曜日午前10時

(受付開始:午前9時30分)

開催場所

コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜の間」

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)

4名選任の件

<株主提案>

第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の

件

第4号議案 自己株式取得の件

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

経営理念

「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」

美しい地球を甦らせること……。

それは、人類に課せられた21世紀の大きな課題です。

荏原実業は、環境に対する社会的な関心が高まる以前から環境保全のエキスパートとして様々な ノウハウを蓄積し続けています。

今後も無限の可能性を秘めた環境保全のリーディングカンパニーを目指し、企業努力を結集して まいります。

株主総会における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催 方針を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、縮小した規模になりますので、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、事前行使を是非ご利用ください。 (詳細は5頁から7頁のとおりです。)
- ご来場の株主様におかれましては、他の株主様などの健康と安全を守るために、マスク着用と入場前の手指の消毒をお願いいたします。
- 当日は、受付前に株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合はご 入場の制限等をさせていただきます。
- 株主総会会場前のドリンクサービスはございません。
- 株主総会に出席する取締役及び運営メンバーは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、下記の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。ご出席の際はご確認くださいますようお願い申し上げます。

https://www.ejk.co.jp/

証券コード 6328 2023年3月8日 (電子提供措置開始日)2023年3月2日

株主各位

東京都中央区銀座七丁目14番1号

荏原実業株式会社

代表取締役 社長執行役員 吉 田 俊 範 兼 C O O

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、ウェブサイトに掲載しておりますので、下記いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.ejk.co.jp/ir/news.html



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「2023年3月2日 お知らせ 2023年定時株主総会招集通知 よりご確認ください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト https://d.sokai.jp/6328/teiji/



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「荏原実業」または「コード」に当社証券コード「6328」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席なさらない場合は、インターネット等または書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2023年3月22日(水曜日)午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を2023年3月22日 (水曜日) 午後5時30分までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月22日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬具

記

- **1. 日 時** 2023年3月23日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号 コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2 階「桜の間 |
- 3. 目的事項
 - 報告事項 (1) 第84期 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) 事業報告の内容、連 結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査 結果報告の件
 - (2) 第84期 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) 計算書類の内容報告 の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 4名選任の件

<株主提案>

第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

第4号議案 自己株式取得の件

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

株主提案(第3号議案から第5号議案まで)にかかる議案の要領は、株主総会参考書類に 記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として 株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります のでご了承ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げ ます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月23日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、 ご返送ください。 行使期限

2023年3月22日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

7頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月22日 (水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案(取締役会からご提案させていただく議案)と株主提案(一部の株主様からご提案された議案)の決議を行います。

第3号議案~第5号議案は一部の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は18頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。



次頁のインターネット等により議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の 上、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」 の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

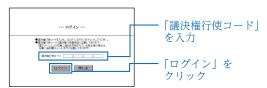
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード | をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト

1. 資本政策・株主還元について

[基本方針]

- ◆ 連結配当性向35%を目安に安定的な配当を継続的に実施いたします。
- ◆ 利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、機動的に自己株式を取得いたします。

[2022年のアクション]

- ◆ 2022年12月期は減益となりましたが、安定的な配当を重視し、年間配当は2021年12月期と 実質的に同額となる1株あたり85円といたしました。これにより連結配当性向は48%となる 予定です。
- ◆ 取得する株式の上限を発行済株式総数の4.07%にあたる500,000株、取得価額の総額の上限 を10億円とする自己株式の取得を取締役会で決議し、2022年12月末までに3億26百万円、 143,300株の自己株式の取得を行っております。
- ◆ 2022年11月30日に当社株式500,000株 (消却前発行株式総数に対する割合3.72%) の消却 を実施いたしました。

2. 政策保有株式の縮減

◆ 2021年12月末時点において当社が保有する非上場株式以外の政策保有株式は8銘柄、22億60百万円(2021年12月末連結純資産の11.8%相当)でしたが、2022年12月末までに4銘柄を市場において売却いたしました。その結果、2022年12月末時点での非上場株式以外の政策保有株式は4銘柄、15億37百万円(2022年12月末連結純資産の8.3%相当)となっております。

3. 取締役会の構成について

- ◆ 取締役会のモニタリング機能の強化の一環として、独立社外取締役である橘昇氏を取締役会 議長に選任いたしました。
- ◆ 2022年3月の定時株主総会において清水亜希氏を独立社外取締役として選任いただき、独立 社外取締役の割合は8名中3名から、女性を含む9名中4名に増加いたしました。

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務健全性や資本効率、利益環元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設 備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性の改善により利益拡大を図り、株主価値の向 上を目指してまいります。また株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等 を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金42円50銭

配当総額

518,677,820円

なお、中間配当金として1株につき42円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間 配当金は1株につき85円となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年3月24日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

1,000,000,000円

(2)減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円



<会社提案>

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任で あると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位	
1	鈴木	久司	代表取締役 会長 兼 CEO	再任
2	吉田	俊範	代表取締役 社長執行役員 兼 COO· 管理統括·自社製品統括	再任
3	石井	*************************************	取締役 専務執行役員 営業統括	再任
4	大野	周司	取締役 常務執行役員 総合企画室長	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番 号	がな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数				
1	再任 鈴木久 司 (1939年11月30日生)	1961年9月 当社入社 1983年11月 当社取締役 1986年12月 当社常務取締役 1990年3月 当社専務取締役 1991年10月 当社オゾン事業部統括 1993年12月 当社代表取締役 同 当社管理統括 2000年2月 当社代表取締役副社長 2001年4月 当社環境開発本部統括 2002年10月 当社新事業推進室統括 2007年1月 当社代表取締役社長 同 当社代表取締役社長 同 当社代表取締役会長 2017年1月 当社代表取締役会長 2017年1月 当社代表取締役会長兼社長 2020年4月 当社代表取締役会長兼社長	287,395株				
	2017年1月 当社代表取締役会長兼CEO(現任) 2020年4月 当社代表取締役会長兼CEO(現任) (取締役候補者とした理由) 鈴木久司氏は、2007年より代表取締役社長として、中長期的な企業価値向上とガバナンス体制の構築に努め、2020年に代表取締役会長兼CEO就任後は、経営最高責任者として、更なる当社グループの成長戦略の牽引とコーポレートガバナンスの強化をリードしております。						

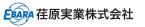


候補者番 号	が 氏 (生年月日)	略歴、地		所有する当社 株 式 の 数		
2	再任 吉 田 俊 範 (1962年9月23日生)	2008年3月2013年1月2013年4月2015年7月同2016年4月2019年3月同2021年8月	当社入社 当社総務部長 当社管理本部副本部長 当社執行役員 当社管理本部長 当社法務部長 当社上席執行役員 当社取締役 当社常務執行役員 当社代表取締役社長執行役員兼COO(現任) 当社管理統括・自社製品統括(現任)	26,747株		
	同 当社管理統括・自社製品統括(現任) (取締役候補者とした理由) 吉田俊範氏は、当社入社以来、経理・人事・総務・法務などのコーポレート部門を歴任し、2021年代表取締役社長執行役員兼COOに就任後は、事業改革を推進する各種プロジェクトの統括、研究開発委員会やサステナビリティ委員会の委員長を務め、リーダーシップを発揮し、経営の重要事項の決定や当社の持続的な企業価値向上に資する役割を果たしております。 これら社業に関する豊富な経験と業務執行のトップとしてその手腕を十分発揮し、持続的な企業価値向上に努めていることから、引き続き取締役候補者といたしました。					

候補者番 号	が 氏 (生年月日)	略歷、地	位、担当及び重要な	ま兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	再任	1996年 3 月 2005年 1 月 2009年 7 月 2012年 1 月 2013年 1 月 同 2017年 1 月 2019年 3 月 同 2020年 4 月 2022年 3 月 2022年 9 月	当社入社 当社環境設備第2営業部長 当社風水力本部長 当社執行役員 当社上席執行役員 当社上席執行役員 当社環境設備本部長 当社常務執行役員 当社取締役(現任) 当社営業副統括 当社営業統括(現任) 当社営業統括(現任) 当社省本務執行役員(現任) 当社省工入機器事業本部長		21,777株
	(取締役候補者とした		冷熱機哭等関連事業に従事し	同車業の書任老とし	て 強いリー

石井孝氏は、長きにわたり風水力冷熱機器等関連事業に従事し、同事業の責任者として、強いリーダーシップを発揮して、同事業の成長を牽引してまいりました。また同氏は、2020年に営業統括に就任して以来、全社における受注活動や拡販をリードするとともに、大口受注や大口受注投資に係るビジネスリスクに対応するための案件検討委員会におきましても品質等にかかるリスク管理体制の構築を積極的に推進するなど、豊富なマネジメント経験・実績・見識を有しております。

同氏は、これまでの経験を通じて、営業・経営戦略、品質やサステナビリティを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、経営ビジョンや中長期経営計画を推進しており、今後の当社グループの更なる持続的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番 号	(生年月日)	略歷、地		所有する当社株式の数
4	再任 大野間司 (1967年6月9日生)	1996年10月 2002年4月 2007年1月 2013年1月 同 2015年7月 2016年7月 2020年3月	当社入社 当社経理部長 当社執行役員 当社上席執行役員 当社管理本部長 当社社長室長 当社社長室長 当社総合企画室長(現任) 当社取締役(現任) 当社取締役(現任)	28,412株
•	関する豊富な経験・知また同氏は、経営課題 戦略立案の中枢機能を 同氏は、これまでは	社入社以来、経 知見を兼ね備え 題を的確に把握 を果たしており の経験を通じて ループの更なる	し、中長期経営計画の制定に取り組み、当社グルー	プ全体の経営 キル・ノウハ

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2022年12月31日)現在の株式数を記載しております。また、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
 - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当会社役員を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険によって補填することとしております。各候補者が、取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険料は、全額を当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

スキル・マトリックス

取締役候補者の選任については、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会の中で協議したのち、指名委員会から取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会において決定しております。また、当社の業務に精通し、必要な判断力・専門性・知識を有することはもちろん、高い倫理観を有する点も考慮しております。

取締役会がその意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために、各取締役に期待される役割や保有するスキル、経験は下記スキル・マトリックスのとおりであります。

			車	月 性	を発	揮でき	きる領	域及	び経り	ф	
	氏 名		企業 経営	営業 経営 戦略	生産·技術 品質 研究開発	財務・ 会計・ IR	グローバル	労務 人材開発	法務・ コンプライ アンス・ リスク管理	サステナ ビリティ	社外 独立性
	鈴木。	久司	•		•	•			•		
取	吉田	俊範	•		•			•	•	•	
締役	石井	孝			•					•	
1又	大野	周司				•				•	
取監	小林	均		•	•				•		
締査	平山]	正剛						•	•	•	•
役等	橘	昇	•	•			•	•			•
· 委	石橋	和男				•	•	•	•	_	•
員	清水	亜希						•	•	•	•



- (注) 1. 上記は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
 - 2. スキル・マトリックスにおける専門性を発揮できる領域及び経験について次のとおり定義しております。

【企業経営】

上場企業又はこれに準ずる組織の経営者としての経験を有し、中長期的な企業価値の向上に向けて、意思決定を行い、経営管理を遂行するスキル

【営業・経営戦略】

中長期的な視点に立った経営ビジョンや中長期経営計画を立案し、進捗のモニタリング、必要に応じた対処策を策定するスキル

【生産・技術、品質、研究開発】

生産・技術分野、研究開発において、設備投資、生産計画、資金・人員等の資源配分、研究開発テーマの策定などの意思決定を行うとともに、製品・サービスにかかる品質の維持・向上及び生産施設などでの安全衛生・環境保全の質的向上を実施するスキル

【財務・会計・IR】

財務・会計にかかる知識・経験を有し、経営課題のモニタリング、レポーティングを行い、ディスクロージャーを適切な形で実施するスキル

【グローバル】

海外事業の責任者として一定期間以上の海外経験を有し、当社グループの海外展開などグローバルな観点から戦略立案、意思決定をサポートするスキル

【労務・人材開発】

事業活動の礎は人材であるとの考えに基づき、多様な人材の確保、一人ひとりの成長支援、働き方などの人材戦略を推進するスキル

【法務・コンプライアンス・リスク管理】

法令遵守の観点に立つとともに、企業活動で発生し得る各種リスクに対して、体制の構築と啓 蒙活動を行うスキル

【サステナビリティ】

ESGやSDGsなど社会価値の動向を理解したうえで、中長期的な企業価値向上の観点から、サステナビリティ経営を推進するスキル

(ご参考)

社外取締役の独立性基準について

荏原実業株式会社(以下「当社」という)は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり 定め、社外取締役(その候補者も含む)が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当社 にとって十分な独立性を有しているものと判断します。

- 1. 当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者 (注1)
- 2. 現在または過去3年間における下記当社グループとの関係者
 - (1)次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ①当社グループの連結売上高の2%を超える売上を行った主要な得意先企業
 - ②調達先企業の連結売上高の2%を超える調達を行った主要な調達先企業
 - ③借入金残高が当社グループの連結総資産の2%を超える金融機関
 - (2) 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している株主又はその株主が法人等の団体である場合はその業務執行者
 - (3) 当社に係る会計監査業務に直接従事していた者
 - (4) 専門的サービスを提供している者で、多額の対価を得ている者 (注2)
 - (5)多額の寄付、融資、債務保証先 (注3)
- 3. 前各号のいずれかに該当する者の配偶者、二親等以内の親族又は同居者
- (注1) 出身者とは、当社グループの取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員、その他これに準じる者及び使用人(以下「業務執行者」という)又は過去10年以内に当社グループの業務執行者であった者。
- (注2) 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円(税抜)を超える対価を得ている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士又は経営コンサルタント等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている対価が当該団体の連結売上高の2%を超える団体の業務執行者及び当該団体に属している者。
- (注3) 当社グループから年間1,000万円を超える寄付、融資、債務保証を受けている者、又は受けている者が法人等の団体である場合はその業務執行者。



第3号議案から第5号議案は、株主様1名(以下「提案株主」といいます。)からの提案によるものであります。

なお、提案をうけた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

<株主提案>

第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

(1) 議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の対象となる取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額2億80百万円以内、付与株式数の上限112,000株と設定し、また、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、本制度の対象となる社外取締役および監査等委員である取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額60百万円以内、付与株式数の上限24,000株と設定する。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

2021年3月開催の当社の定時株主総会で、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額総額35百万円以内が決議されていますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役および監査等委員である取締役を除外しており、譲渡制限付株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。

当社の第83期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)の付与実績を見ても、固定報酬95百万円に対し、譲渡制限付株式報酬は19百万円相当となっており、固定報酬の20%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで、12年かかることになります。取締役と株主との価値共有を図る目的から、譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんが、在任期間12年を前提とすることは出来ないため、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

当社の取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社取締役の報酬は、経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主の皆様との価値共有を進める報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2021年3月開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。同制度の導入にあたっては、外部調査機関の役員報酬調査データを参考に、全体の報酬水準及び報酬の種類ごとの比率等を分析して、導入の妥当性を検討いたしました。また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会を設置しており、同制度の導入についても報酬委員会での審議を経たうえで、株主総会に諮っております。

以上の経緯により、現在当社取締役の報酬は、役位・職責に応じて決定される固定基本報酬と、年度の業績目標の達成に対する責任と意識を高めることを目的とした業績連動報酬、及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブを与える譲渡制限付株式報酬から構成されています。

固定基本報酬は、求められる役割及び責任等を勘案したうえで算定しており、業績連動報酬は、年度業績を明確に表す営業利益、当期純利益に加えROE等の指標を業績項目として設定し、それぞれの経営指標の達成率等を総合的に勘案し算定しております。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額については、固定基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを考慮しつつ、上記目的を達するために十分でありかつ現行の取締役報酬の水準を勘案した金額として、年35百万円以内、譲渡制限付株式として年19,200株以内(株式の分割等が行われた場合には、この上限を合理的に調整できるものとする。)の当社普通株式を交付することとし、2021年3月開催の定時株主総会にてご承認いただいております。このようにバランスの取れた報酬制度が、経営理念を実践し株主を



はじめとする幅広いステークホルダーの期待に応える優秀な人材の登用・保持を支え、企業価値の持 続的な向上につながっていると考えております。

一方で、こうした報酬制度下において、譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役に対する報酬額を年額総額2億80百万円以内(付与株式数の上限112,000株)とする旨の本株主提案は、固定基本報酬及び業績連動報酬とのバランスを欠き、当社の取締役報酬の基本方針から大きく乖離するものであり、過大な報酬枠であると考えます。

また、本株主提案では、監査等委員である取締役も含め全ての取締役に譲渡制限付株式報酬制度を導入することが示されておりますが、当社は、報酬委員会による答申内容も踏まえて検討したうえで、監査等委員である取締役には、取締役の業務執行を監査し取締役会による経営の監査機能を強化することが期待されていることから、譲渡制限付株式報酬の対象には含めない方針としております。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

<株主提案>

第4号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、貴社普通株式を、株式総数1,233,960株、取得価額の総額金2,776,410,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は2022年11月2日の取締役会決議において、2022年11月4日から2023年10月31日までの期間に発行済株式総数(自己株式を除く)の4.07%、500,000株を上限とし、取得価額の総額の上限を10億円とする自己株式の取得を決議し、また、500,000株の自己株式を消却することを決議しており、当社が株主還元の拡充および資本効率の向上に向けた対策を実施している点は一定の評価が出来るものです。しかし、当社の株価は2022年の間低迷を続けており、上記2022年11月2日の取締役会決議後も当社の株価は上昇せず、市場は当社の対策が不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。



当社の取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新規事業展開のための設備投資、業務提携・M&Aなどの成長投資や収益性の改善による利益拡大を図り、企業価値の持続的な向上を目指しております。

成長投資につきましては、中期経営計画「EJ2024」にも示したとおり、企業価値の持続的な向上に向けて、中期経営計画期間に研究開発投資25億円から30億円規模、研究開発人員をはじめとした人材投資、重点注力分野への設備投資、M&Aなどの成長投資に25億円から45億円規模を充てることを計画しております。また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題としており、利益の配分につきましては、連結配当性向35%を目安に安定的な配当を継続的に実施し、利益還元の一つとして、資金需要・株価水準等を考慮しながら、自己株式の機動的な取得を行うことを基本方針としております。

当社は、こうした基本方針のもと、下表のとおり株主の皆様への利益還元の改善・強化に継続的に取り組んできております。2022年12月期については当期純利益は減益であったものの、安定的な配当の継続を重視し、年間配当金は前年と同額となる85円(連結配当性向48%)といたしました。また、2022年11月2日開催の取締役会において、取得期間を2022年11月4日から2023年10月31日まで、取得する株式の総数の上限を発行済株式総数(自己株式を除きます)の4.07%にあたる500,000株、取得価額の総額の上限を10億円とする自己株式の取得を決議し、現在自己株式の取得を継続中であります。併せて2022年11月末には500,000株の自己株式の消却も実施しております。以上の結果、2022年12月期の総還元性向は63%となっております。

一方で、本株主提案による自己株式取得は、2023年12月期の予想当期純利益26億円を超える過大な水準にあり、このような提案が可決されれば成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的成長と企業価値の持続的な向上が停滞するおそれがあり、結果として株主の皆様の利益を毀損するものと考えております。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

(参考) これまでの株主還元の実績

区分	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
1株当たり年間配当金	30円	55円	85円	85円	85円
自己株式取得	_	5.7億円	10億円	3.2億円	6.8億円

- (注) 1. 2022年12月期の1株当たり年間配当金については、本定時株主総会において、会社提案が承認可決されることが条件となります。
 - 2. 2021年7月1日付で1:2の株式分割を実施しており、1株当たり年間配当金については2021年12月期以前も株式分割後の基準で記載しております。
 - 3. 2023年12月の1株当たり年間配当金については、配当予想額となります。
 - 4. 2022年11月2日開催の取締役会において、取得期間を2022年11月4日から2023年10月31日まで、取得する株式の総数の上限を500,000株、取得価額の総額の上限を10億円とする自己株式の取得を決議しております。取得価額の総額の上限である10億円から、2022年12月期の取得価額の総額である3.2億円を差し引いた6.8億円を2023年12月期の取得予定額として記載しております。



<株主提案>

第5号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。

	23/0/1-02/10 12 12 20 20 20
変更前	変更後
(員数)	(員数)
第18条 当会社の取締役(監査等委員である	第18条 当会社の取締役(監査等委員である
取締役を除く。)の員数は、8名以内とす	取締役を除く。)の員数は、8名以内とす
る。	る。
2 当会社の監査等委員である取締役の員数	2 当会社の監査等委員である取締役の員数
は、5名以内とする。	は、5名以内とする。
3 (新設)	3 当会社の取締役の過半数は、会社法第2
	条第1項第15号に規定する社外取締役とす
	<u>る。</u>

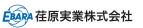
(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は4名となっており、3分の1以上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。



当社の取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会を設置しております。取締役候補者の選定については、指名委員会からの助言・提言を踏まえ、取締役会において決定しており、本定時株主総会に上程する取締役候補者についても同様の決定プロセスを踏んでおります。

指名委員会では、企業経営、グローバル、労務人材開発、法務・コンプライアンス・リスク管理、サステナビリティなど、当社の企業価値の持続的な向上に向けた取締役会のモニタリング機能の発揮に資するスキルを備える取締役会の構成を議論しております。このような考え方によって構成された取締役会において、これまでも、経営理念の実践と企業価値の持続的な向上に向けた建設的な議論を行うとともに、研究開発投資、人材投資、設備投資などの成長投資と株主の皆様への利益還元とのバランスを重視しつつ、自己株式の機動的な取得を行い、高い資本効率性を実現してきたと考えております。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役の構成は、9名中4名が独立社外取締役であります。

取締役候補者(監査等委員である取締役を除きます)4名はいずれも当社事業に精通しており、それぞれ営業、生産・技術、財務・会計・IR、労務・人材開発等の知識・経験を持ち専門性を有しております。また、監査等委員である取締役は5名であり、うち4名が独立社外取締役です。4名のうち1名は経営者、2名は弁護士(うち1名は女性)、1名は公認会計士として、それぞれ専門知識と様々な経験を有しているとともにコーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。

当社取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会は十分な独立性が保たれているとともに、当社の中期経営計画「EJ2024」の達成に向けた経営の執行を監督するにあたり多様性を有する最適な構成であり、当社の企業価値の持続的な向上すなわち株主の皆様の利益につながるものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、却って、取締役候補者の選択範囲を制限し、最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性もあると考えます。

したがいまして、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 事業の経過及び成果
 - ① 当期の概況

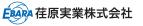
当連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するものの、行動制限の緩和等により社会経済活動は徐々に正常に向かい、景気回復の兆しも見えつつありました。しかし、半導体不足やサプライチェーンの混乱による供給制約、資源価格や原材料価格の高騰などにより、景気の先行きは全く予断を許さない状況が続いております。

当社を取り巻く環境装置機械業界においては、公共分野では、上下水道関連設備の更新・改修・機能強化や雨水排水施設などの防災・減災需要が堅調に推移しているものの、資機材の供給不足や原材料価格上昇の影響が見られます。また、民間分野では、機器の納期長期化や価格上昇などの不透明な要素はあるものの、設備投資の増加など景気回復の兆しが見え始めております。

このような事業環境のもと、当社グループは、企業価値の向上を目指し、以下の戦略に取り組んでおります。

- a) 環境関連 (メーカー事業)
 - ・新製品開発、新製品の市場投入
 - ・現有製品群の収益性向上
 - ・メンテナンス・サービス事業の拡大
 - ・海外展開に向けた足掛かりの構築
- b) 水処理関連 (エンジニアリング事業)
 - ・事業エリアの拡大
 - ・防災・減災需要に対応した技術・製品の提供
 - ・積算技術の向上、原価低減などによる収益性の向上
- c) 風水力冷熱機器等関連(商社事業)
 - ・多様な顧客層へのアプローチ
 - ・取扱製品の拡充
 - ・事業エリアの拡大
- d) 成長投資

財務健全性や資本効率、利益還元のバランスを追求しつつ、新事業展開のための設備投資、業務提携、M&Aなどの成長投資により利益拡大を図る。



e) ガバナンスの充実強化

コンプライアンスの徹底を図るとともに、経営の透明性と効率性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図る。

これらの活動の結果、当連結会計年度の受注高は346億43百万円(前期比1.1%減)、売上高は302億29百万円(同6.9%減)、営業利益は27億56百万円(同30.8%減)、経常利益は29億29百万円(同28.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は21億69百万円(同31.3%減)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、当連結会計年度の売上高は2億68百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ71百万円増加しております。詳細については、連結注記表「3.会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

② 当連結会計年度のセグメント別の概況

a) 環境関連 (メーカー事業)

環境関連製品の製造・販売を手掛ける当セグメントの受注高は、コロナ病床向け需要の一巡、補助金範囲の縮小等により感染症対策製品の需要が大きく減少したものの、半導体製造設備向けオゾンモニタの需要増加、蓄電池需要の高まり、水産プラント設備需要の増加等により、セグメント全体では76億26百万円(前期比5.3%増)となりました。売上高は、感染症対策製品の大幅な減少に加え、資機材の供給不足等による製品出荷の遅れなどにより、62億88百万円(同26.6%減)となりました。セグメント利益も売上高の減少に伴い、8億93百万円(同56.1%減)となりました。

b) 水処理関連 (エンジニアリング事業)

上下水道向けの設計・施工を手掛ける当セグメントの市場環境は、上下水道設備の更新案件の増加に加え、雨水排水施設などの防災・減災需要も増加しており、引き続き堅調に推移しております。しかし、資機材の供給不足等による地方自治体の発注時期の延期や手持ち工事の進捗の遅れ、また原材料価格の上昇による影響も見られております。その結果、受注高は163億49百万円(前期比6.2%減)、売上高は144億8百万円(同 1.9%減)となり、セグメント利益も売上高の減少に伴い17億64百万円(同 14.4%減)となりました。

c) 風水力冷熱機器等関連(商社事業)

主にポンプ、冷凍機、空調機器などを商社として販売する当セグメントの市場環境は、機器納期の長期化や価格上昇など不透明な要素はあるものの、設備投資に回復の兆しが見え始めております。受注高は106億67百万円(前期比3.2%増)、売上高は95億32百万円(同 3.2%増)となり、セグメント利益も売上高の増加に伴い10億78百万円(同 15.7%増)となりました。

(単位:百万円)

				受	主 高	売	L 高
事	業	区	別	第 83 期 (2021年12月期)	第 84 期 (2022年12月期)	第 83 期 (2021年12月期)	第 84 期 (2022年12月期)
環 (メ	境 一 力	関 ー 事	連 業)	7,240	7,626	8,563	6,288
水 (エ)	処 耳 ンジニア			17,435	16,349	14,683	14,408
風水	力冷熱 第 社	機器等	を関連 業)	10,338	10,667	9,238	9,532
合			計	35,014	34,643	32,485	30,229

(2) 設備投資の状況

当社グループは、メーカー事業の拡充と研究開発の強化などを図るため、当連結会計年度において総額2億12百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資は、次のとおりであります。

社員寮 81百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。



(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第81期 (2019年12月期)	第82期 (2020年12月期)	第83期 (2021年12月期)	第84期 (2022年12月期)
売	上	高(百万円)	28,431	30,250	32,485	30,229
経	常利	益(百万円)	2,169	3,363	4,110	2,929
親会当	社株主に帰属期 純 利	する(百万円) 益(百万円)	1,512	2,342	3,159	2,169
1 柞	朱 当 た り 当 其	月純利益(円)	114.71	184 . 60	253.05	177.15
総	資	産(百万円)	28,065	32,509	35,725	33,528
純	資	産(百万円)	14,945	16,703	19,152	18,396

- (注) 1. 当社は、2021年7月1日付で普通株式 1株につき 2株の割合をもって株式分割を行っております。 第81期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 2. 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用後の数値となっております。詳細につきましては、連結注記表をご参照ください。

(5) 重要な子会社の状況

会	社	名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 工	バ	ジッ	50百万円	100%	機械器具設置、設備工事の請負・施工及び 保守
荏 原 実	業パ	ワー(株)	100百万円	100%	蓄電池及び蓄電設備の企画、製造及び販売 等

(6) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは、「豊かな人間環境の創造を目指して社会に貢献する」という経営理念に基づき、環境に対する社会的な関心が高まる以前から、長年にわたり様々な環境問題に目を向け、環境保全のエキスパートとしてノウハウを蓄積し続けてきました。

2030年に目指す姿として、「トータル環境ソリューションカンパニーへの進化」を掲げ、2030年の事業規模として「売上高600億円、営業利益80億円」という長期ビジョンを設定しております。この長期ビジョン実現に向けた第一のステージとして2022年から2024年までの3か年中期経営計画EI2024を策定しております。

EJ2024では、「環境関連(メーカー事業)の拡大による飛躍的な成長を目指す」という経営 戦略を掲げ、2024年12月期の経営目標を「売上高380億円、営業利益44億円」としておりま す。

EJ2024の推進の中で、当社グループが注力している事業領域は「防災・減災」、「蓄電池」、そして「水産」の3つです。

① 防災・減災

地球温暖化による気候の変化は、既に水害という、目に見える形で我々の社会に影響を与えています。現在、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた政治的、産業的な枠組みの整備が進められておりますが、その間にも二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは排出され続けており、世界の平均気温は上昇の傾向を示しています。水害リスクのコントロールは、我々の社会が継続的に取り組まなければならない課題であるといえます。

当社グループは水インフラ事業で培った技術で「防災・減災」を実現し、レジリエントな 社会の構築に貢献してまいります。

② 蓄電池

カーボンニュートラル実現に向けた取り組みの重要な流れの一つが、電化です。化石燃料の代替として期待されている太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーは、発電量が外部要因に大きく左右されることから「蓄電池」は今後の社会において欠かせないものになると考えております。2020年に設立した当社グループの荏原実業パワー(株)は、蓄電池の製造・販売を事業領域としており、積極的な営業活動でビジネスを拡大しているところです。

当社グループは今後も、脱炭素分野における投資を積極的に行ってまいります。



③ 水産

当社グループは全国の栽培漁業センター、水産試験場などのお客様に、栽培漁業・養殖業向けの種苗、稚魚を育てるための設備を長年納入してまいりました。水産の領域では、水産物の世界的な需要が大きく拡大する一方、天然資源は減少し続けており、栽培漁業や養殖業に対する期待は年々高まっています。また、近年では循環ろ過した水で水産物を養殖する循環式陸上養殖が環境への負荷を低減する新方式として注目を集め、新設や投資が増加しています。

当社グループは、「水産」分野を成長市場と捉え、水産設備に関する技術・ノウハウの蓄積を進めお客様へ還元するとともに、新たな取組を通して事業領域の拡大を実現します。

これらの取組みを通して業容を拡大し、事業をサステナブルな形で構築していくためには、コンプライアンスの充実もまた重要であると認識しています。事業運営におけるコンプライアンスの徹底を図るとともに、経営の透明性と効率性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図っております。

(**7**) **主要な事業内容**(2022年12月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社の㈱エバジツ、荏原実業パワー㈱により構成され、環境関連機器・装置の製造・販売、水処理施設などの各種プラント類の設計・施工、風水力冷熱機器などの仕入・販売を主な内容として事業活動を展開しております。

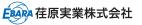
当社グループの事業区分及び主要品目は、次のとおりであります。

事 業 内 容	主	要	品	目
環境関連 (メーカー事業)	オゾン濃度計、産業 置、感染症対策製品 民間用排水処理施設	、ZEB・ZEH関連	製品等の製造・則	
水 処 理 関 連 (エンジニアリング事業)	上下水道関連施設(びに関連する機械・			易等)の設計・施工並 -ンス
風水力冷熱機器等関連 (商社事業)	空調設備、給排水・ 売及び当該設備関連		る風水力機器、冷	合熱機器等の仕入・販

(8) **主要な事業所及び営業所**(2022年12月31日現在)

名称	所 在 地	名称	所 在 地
①当社の事業所		群馬営業所	群馬県前橋市
本社	東京都中央区	横浜営業所	横浜市中区
中 央 研 究 所	川崎市麻生区	山梨営業所	山梨県甲府市
環境計測技術センター	川崎市麻生区	富士営業所	静岡県富士市
かずさ生産技術センター	千葉県木更津市	中 部 営 業 所	名古屋市熱田区
かずさファシリティ開発センター	千葉県木更津市	九州営業所	福岡市中央区
関 東 支 社	さいたま市浦和区	札幌事務所	札 幌 市 中 央 区
東関東支社	千 葉 市 中 央 区	栃 木 事 務 所	栃 木 県 小 山 市
神奈川支社	川崎市川崎区	西湘事務所	神奈川県茅ケ崎市
静	静 岡 市 駿 河 区	新 潟 事 務 所	新 潟 市 中 央 区
大 阪 支 社	大 阪 市 中 央 区	広島 事務所	広 島 市 東 区
北東北営業所	岩 手 県 盛 岡 市	②連結子会社	
東北営業所	仙 台 市 青 葉 区	(株) エ バ ジ ツ	東京都大田区
茨 城 営 業 所	茨城県つくば市	荏原実業パワー㈱	千 葉 県 木 更 津 市

(注) かずさファシリティ開発センターは、2023年1月1日をもってかずさ開発センターと名称変更いたしました。



(9) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使	吏 用 人 数 前連結会計年度末比增		前連結会計年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数	
	575名		i	7名増			44.7	歳				14	.6年	Ē

(注)上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人35.2名(期中平均人数)は含まれておりません。

② 当社の使用人数

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続生	E 数
509名		苕	4名増		44.8歳						14.8	年	

(注)上記の使用人数には、顧問・嘱託を含み、臨時使用人34.6名(期中平均人数)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況(2022年12月31日現在)

	借入			先		借	入	額			
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行			720百万円
株	式	会 社	三	菱 し	J F	7 ј	銀	行			180
三	井信	主 友	信 託	銀	行	株 式	会	社			171
日	本	生 命	分 保	険	相	互	会	社			100

(注) 三井住友信託銀行株式会社からの借入金残高は、従業員持株会信託型ESOPによる借入金であります。

2. 会社の株式に関する事項(2022年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

(2) 発行済株式の総数

12,930,000株(自己株式725,816株を含む)

(注) 2022年11月30日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて500,000株減少しております。

(3) 株主数

6,464名(前期末比358名增)

(4) 大株主 (上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
日本マスタートラス信託銀行株式会社(信託			9.75 %					
光 通 信 株 式 会	社		950				7.79	
NIPPON ACTIVE VALUE FUND	PLC		876				7.18	
株式会社日本カストディ銀行(信割	,		391				3.20	
NORTHERN TRUST CO.(AVRE IEDP AIF CLIENTS NTREATYACCOUNT			360				2.94	
株式会社みずほ態	1 行		300				2.45	
東京海上日動火災保険株式	会 社		300				2.45	
日 本 生 命 保 険 相 互 会	会 社		300				2.45	
三井住友信託銀行株式	会 社		300				2.45	
鈴 木 久	司		287				2.35	

- (注) 1. 当社は、自己株式を725,816株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式 (725,816株) には従業員持株ESOP信託が保有する当社株式 (63,000株) は含まれておりません。
 - 2. 持株比率は、自己株式 (725,816株) を控除して計算しております。



(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	持	株	数	交付対象者	新数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)		11	,546株		4名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項(**3**) 当事業年度に係る報酬等の 総額(注)6| (40頁) に記載しております。
 - 2. 監査等委員である取締役及び社外取締役は、交付対象外です。

(6) その他の株式に関する重要な事項

当連結会計年度における自己株式の処分、消却及び取得の状況は、次のとおりであります。

① 処分株式

当社は、2021年3月25日開催の第82期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け2022年4月19日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分を決議し、2022年5月11日付で取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名及び執行役員9名に対し自己株式17.957株の処分を行っております。

②消却株式

当社は、2022年11月2日開催の取締役会の決議により以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数 当社普通株式500,000株

自己株式消却額801,282,140円消却した日2022年11月30日

③取得株式

当社は、2022年11月2日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 当社普通株式 143,300株

株式の取得価額の総額 326,591,582円

取得期間 2022年11月4日から2022年12月31日まで

取得方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

3. 会社役員に関する事項

(1) **取締役の状況** (2022年12月31日現在)

	氏	名		地	位、	担	当	及び重要な兼職の状況
鈴	木	久	司	代 表	取	締	役	(会長兼CEO)
吉	田	俊	範	代 表	取	締	役	(社長執行役員兼COO、管理統括、自社製品統括)
石	井		孝	取	締		役	(専務執行役員、営業統括、省エネ機器事業本部長)
大	野	周	司	取	締		役	(常務執行役員、総合企画室長)
小	林		均	取締役	(常勤監	査等委.	員)	
平	Щ	正	剛	取締役	(監査	等委員	員)	(弁護士、平山・福島・鈴木法律事務所代表)
橘			昇	取締役	(監査	等委員	∄)	
石	橋	和	男	取締役	(監査	等委員	∄)	(公認会計士、公認会計士石橋和男事務所所長、 公益財団法人天田財団監事、 公益財団法人塩事業センター監事)
清	水	亜	希	取締役	(監査	等委員	員)	(弁護士、明哲綜合法律事務所、 株式会社アイ・エス・ビー取締役(監査等委員))

- (注) 1. 取締役(監査等委員)平山正剛氏、橘昇氏、石橋和男氏及び清水亜希氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)石橋和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 取締役(監査等委員)小林均氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している 理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を 密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためでありま す。
 - 4. 当社は、取締役(監査等委員)平山正剛氏、橘昇氏、石橋和男氏及び清水亜希氏を東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 当事業年度中における取締役(監査等委員であるものを除く。)の地位、担当の異動は次のとおりであります。
 - ① 石井孝氏は、2022年3月24日付で、取締役専務執行役員営業統括に就任いたしました。
 - ② 石井孝氏は、2022年9月1日付で、取締役専務執行役員営業統括兼省エネ機器事業本部長に就任いたしました。

なお、2023年1月1日付で、省エネ機器事業本部の廃止に伴い、省エネ機器事業本部長を退任 し、取締役専務執行役員営業統括となっております。



(2) 当事業年度に係る報酬等の方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営理念を実践する優秀な人材の登用・保持を可能とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主との価値共有を進める報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

- ② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 当社の取締役の基本報酬は、毎月の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水 準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した 現金報酬とし、営業利益、当期純利益等の業績指標の達成率等を総合的に勘案した額を賞与と して毎年一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、株主利益ならびに中長期視点の経営意識を高める譲渡制限付株式報酬とし、役位ごとに毎年一定の時期に付与する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額 に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、外部調査機関の役員報酬データの同業種や上場企業等の報酬水準を踏まえて、固定報酬65~75%、業績連動報酬(賞与)15~20%、非金銭報酬(譲渡制限付株式)10~15%を目安とし、上位の役位ほど変動報酬(賞与と譲渡制限付株式)のウエイトが高まる構成とする。

⑤ その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

個人別の報酬等についての決定は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会で協議し、取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会で決定する。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額

_	47	報酬等の総額	報酬等の	報酬等の種類別の総額(百万円)					
区	分	(百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)			
取 締 総査等委員		147	94	26	26	4			
取締役(監通(うち社外	查等委員) 取締役)	55 (33)	55 (33)	(-)	(-)	6 (4)			
合 (うち社外	計 取締役)	202 (33)	149 (33)	26 (-)	26 (-)	10 (4)			

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記には、2022年3月24日開催の第83回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等 委員)1名を含めております。
 - 3. 取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の額は、2016年3月24日開催の第77期定時株主総会において年額280百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第82期定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額35百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、5名です。なお、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年19,200株以内(ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。)とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。



- 4. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2016年3月24日開催の第77期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名であります。
- 5. 業績連動報酬の業績指標は、直近事業年度の個別損益計算書における営業利益、当期純利益及びROE(自己資本利益率)を採用しております。営業利益及び当期純利益は、成長に向けた投資や株主還元の原資となる分かり易い指標であり、株式市場の関心も高く、またROE(自己資本利益率)は株主との一層の価値共有を図り会社業績に連動させるための指標であるため、これらを組合わせることにより、取締役の単年度の成果を多角的に評価できると判断しております。そして、当事業年度(第84期)の個別計算書における営業利益は27億4百万円、当期純利益は21億
- 86百万円、ROE (自己資本利益率) は12.2%であります。
 6 非全銭報酬 (譲渡制限付株式報酬) は 当社の取締役(対外取締役及び貯査等委員である取締役を除
- 6. 非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬) は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。) に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬制度であります。
 - a)本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ・対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から取締役を退任する日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ・一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ・当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等
- b)当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 に記載しております。
- 7. 当事業年度中に支給した取締役の報酬の内容については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等に従い、取締役会の事前審議機関である報酬委員会にて取締役の個別の報酬について審議のうえ、取締役会が決定した報酬であるため、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

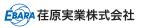
当社は、保険会社との間で、当社及び「(5) 重要な子会社の状況」 (30頁) に記載の当社子会社の取締役及び監査役 (当事業年度中に在任していた者を含む。) を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該 責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会 社が負担するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予 定しております。なお、違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害について填補されない 旨の免責条項が付されております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の兼職状況と当該兼職先と当社との関係 「(1)取締役の状況」に記載のとおりであります。 当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当該事業年度における主な活動状況

区	取締役会	監査等委員会	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
	出席回数	出席回数	
社 外 取 締 役 (監査等委員) 平 山 正 剛	12回/13回	12回/13回	弁護士としての高度な専門的知見および日本弁護士連合会会長といった法曹界における重要な役職を歴任するなどの豊富な経験と高い見識に基づき、特に法務、リスクマネジメント等の面から、積極的にご発言いただいております。また、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めております。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、当社の更なるコーポレート・ガバナンスを強化する役割を果たしております。



区 分 氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (監査等委員) 橘 昇	13回/13回	13回/13回	グローバル展開を行っている金融グループにおける企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、特に海外展開、経営戦略や人材育成に関する経営の課題の指摘や提言など積極的にご発言いただいております。また、当事業年度9月より取締役会議長として取締役会を牽引し、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めております。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 石 橋 和 男	13回/13回	13回/13回	グルーバル展開を行っている大手監査法人グループで培った公認会計士としての高度な専門的知見と組織経営の監督経験に基づき、特に、監査、会計、リスクマネジメント等の管理全般に関する経営課題に対してステークホルダー目線で積極的に指摘、提言いただいております。また、予算委員会等の社内重要会議に積極的に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求め情報収集に努めております。加えて、業務執行取締役との定期的な面談や、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を行っております。これらの活動により、経営を適切に監督する役割を果たしております。

区	取締役会	監査等委員会	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
	出席回数	出席回数	
社 外 取 締 役 (監査等委員) 清 水 亜 希	10回/10回	10回/10回	裁判官として一般民事事件、労働事件、行政事件等の経験と、弁護士として企業法務をはじめとした法務全般に対する高い知識と豊富な経験を有しております。 法務・コンプライアンス、労務・人材開発、サステナビリティを含めたスキル・ノウハウを踏まえ、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社の取締役会の監督機能の強化、コンプライアンス管理強化、多様性(ダイバーシティ)の推進等について専門的に提言等をいただいております。これらの活動により、経営を適切に監督する役割を果たしております。

- (注) 1. 社外取締役(監査等委員)清水亜希氏は、2022年3月24日開催の第83期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の出席回数が他の社外取締役と異なります。
 - 2. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。



4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額			49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人とし ての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に非監査業務として、新収益認識基準への対応に伴う助言指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

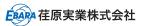
監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 「荏原実業グループ行動規範」を取締役会において決議し、取締役及び使用人が法令及び 定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための基準としている。
 - b) コンプライアンス徹底のため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及 び使用人の研修を行うとともに、会社全体の状況把握と問題点の指摘などの監視を行う。
 - c) 社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を行わせる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役は、職務の執行に係る重要情報を法令及び社内規程の定めるところに従い、適切に保 存管理し、取締役が常時閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 「リスク・コンプライアンス委員会」「案件検討委員会」等各種委員会を設置し、リスク管 理体制の整備に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に職 務の執行を行わせる。
 - b) 取締役会は、毎期、業績目標を設定し、月次実績をレビューし、担当取締役に目標達成状 況を分析させ、目標未達の場合は改善策を報告させる。
- ⑤ 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a) 取締役は、荏原実業グループ各社が「荏原実業グループ行動規範」に基づきグループの経営理念を遵守した行動をとるように指導する。
 - b) 取締役は、当社管理本部に企業集団全体の業務全般の管理をさせ、業務の適正性・効率性 を確保する。



- c) 社長は、監査室に企業集団全体の監査をさせ、内部統制の有効性を確保する。
- d) 監査等委員は、企業集団全体の監査を適正に行えるよう、会計監査人、監査室及び子会社 監査役と密接な連携体制を確保する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する体制及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
 - a) 監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会スタッフを1名以上置く。
 - b) 当該スタッフの任命・異動等人事権に係る事項については監査等委員会と事前に協議する ものとする。
- ② 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員 への報告に関する体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するため の体制
 - a) 監査等委員でない取締役は、会社の経営、業績に影響を及ぼすおそれのある重要な事実等 を監査等委員に報告する。
 - b) 監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関す る適正な仕組み(内部通報制度)を定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な 取り扱いを行うことを禁止している。
 - c) 監査等委員でない取締役は、監査等委員に対し、重要な会議への出席機会を提供するとと もに、監査等委員が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
 - d) 監査等委員は、監査等委員でない取締役及び部門長等に対し定期的にヒアリングを行い情報を収集するとともに会計監査人、監査室と定期的に情報交換を行う。
 - e) 監査等委員でない取締役は、監査等委員が職務の遂行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - a) 財務報告に係る規程、内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築 するとともに、その適切な運用を図る。

b) 監査室は、財務報告の信頼性を確保するための体制が有効に機能しているかを定期的に評価し、重要な事項については取締役会に報告する。

⑨ 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

反社会的勢力に対していかなる名目であれ、何らかの経済的利益等を与えず、その旨を「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」の中に定め、役職員全員へ周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

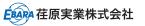
当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「荏原実業グループ行動規範」及び「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」に基づき、全役職員が法令を遵守するよう各種会議等を通じ徹底しております。また、「リスク・コンプライアンス委員会」において、役職員のコンプライアンスの徹底状況を把握するとともに、委員を通じ啓蒙活動を行っております。さらに、社長は、自ら直轄する「監査室」に命じて、コンプライアンスについての監査を計画的に行わせております。このほか、「内部通報規程」を定め、常勤監査等委員等を通報先とする内部通報制度を確立しております。「内部通報規程」においては、通報者が監査等委員等へ相談または通報したことを理由として、通報者はいかなる不利な取り扱いも受けないことが明記されています。

② リスク管理体制

全社的なリスク管理について統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、全社的なリスクのモニタリングを行っております。また、想定されるすべてのリスクを把握するためリスクテーブルを毎期見直し、必要に応じ防止策及び対応策を定めております。

大口受注や大口事業投資などに係るリスク (ビジネスリスク) に対応するため、「案件検討 委員会」を開催し、当該リスクの最小化を検討しております。

納入製品における技術上の重大な不適合に対し、その原因究明と再発防止を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」において該当事案の発生に関してモニタリングを行っております。



③ グループ会社の経営管理

当社管理本部長または経理部長を子会社の監査役として派遣し、業務の状況を監督するとともに、管理本部長が当社グループ会社の業務全体の管理を行っております。また、社長直轄の監査室が、グループ会社の監査を定期的に行っております。さらに、監査等委員は会計監査人、監査室及び子会社監査役と連携し、グループ全体の監査を行っております。

④ 取締役の職務の執行

取締役会を年13回開催し、法令定款等に定められた事項や経営方針、経営に関する重要事項を決定するとともに、業績目標の達成状況について分析評価を行っております。また、取締役会では、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い、その妥当性及び効率性の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の遂行

監査等委員は、取締役会に加え、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めております。

また、定例監査等委員会を開催している他、取締役との定期的な面談や会計監査人及び監査室とも定期的に情報交換を行っております。

なお、監査等委員が職務遂行上必要とする費用については、会社がすべて負担しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分については、株主の皆様に対して安定的配当を継続して実施することを経営の重要課題としております。さらに内部留保にも意を用い、研究開発、設備投資に備えるなどして、業績の向上と財務体質の強化に努めることを基本方針としております。

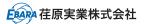
また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、資本政策・株主還元についての基本方針は、「コーポレートガバナンスの取り組みのハイライト」(8頁)をご参照願います。

連結計算書類

連結貸借対照表(2022年12月31日現在)

資	産	の	部		負	債	の	部
流 動 貨	産		24,432	流	動	負	債	13,647
現 金 及	び 預	金	11,296		支払手	形及び	買掛金	9,809
受取手形、売掛	金及び契約資	産	10,631		短 期	借	入 金	1,010
商品及	び製	品	1,159		1年内返源	育予定の∄	長期借入金	80
仕 掛	,	品	331		未 払	法 人	税等	329
未成工事	支 出	金	173		未 払	消費	税等	21
原材料及	び貯蔵	品	481				責	1,661
₹ 0.)	他	359				当 金	22
貸 倒 引	当	金	△1		そ.	0	他	714
固定資	産		9,096	固	定	負	債	1,483
有 形 固 5	E資産		3,187		長 期	借	入 金	91
建物及で	構築	物	1,684		繰延	税金	負 債	868
機械装置及	び運搬	具	46		役員退	職慰労		158
工具、器具	及び備	品	91		退職給	付に係の	る負債他	241 122
土		地	1,356	負				15,131
建 設 仮	勘	定	2	只	純	資	産の	部
<i>₹</i> 0.)	他	6	株	主	資	本	16,154
無形固氮	E 資 産		86	道		本	金	1,001
投資その他	の資産		5,822	資			·····································	831
投 資 有	価 証	券	4,494	利	-		余 金	15,700
保 険 積	<u> </u>	金	410	É		株	式	△1,378
投 資 不	動	産	636		・)他の包打		· ·	2,242
繰 延 税	金資	産	117		の他有価			2,228
そ の)	他	268	退	職給付に	係る調整	整累 計額	14
貸 倒 引	当	金	△105	純	資	産	合 計	18,396
資 産	合	計	33,528	負	債 · 糸	純 資 層	全合計	33,528



連結損益計算書(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

	禾	斗				目		金	額
売			上		言	5			30,229
売		لـ	_	原	征	6			20,947
	売		上	総	利		益		9,282
販	売	費	及び	_	般 管	理	費		6,525
	営		業		利		益		2,756
営		業	外	収	益	ŧ			
	受	取	利 息	及	び配	当	金	115	
	投	資	不	 産	賃	貸	料	100	
	そ			の			他	25	241
営		業	外	費	月	1			
	支		払		利		息	5	
	不	動	産	賃	貸	費	用	40	
	為		替		差		損	14	
	保		険	解	約		損	1	
	支		払	手	数		料	4	
	そ			の			他	3	68
	経		常		利		益		2,929
#	寺		別		利		益		
	投	資	有 価	証	券 売	却	益	140	140
#	寺		別		損		失		
	固	定	資	産	処	分	損	11	
	匿	名	組 1	合 投	資	損	失	9	
	そ			の			他	0	21
和	总 金	等	調整	前当	期	屯 利	益		3,048
浯	去 人	税	、住」	民 税	及び	事 業	税	945	
浯	去	人	税	等	調	整	額	△66	879
₹	当	ļ	朝	純	利		益		2,169
亲	見会	社 株	主に帰	属す	る当期	純 利	益		2,169

連結株主資本等変動計算書(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

				株	主	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日残高		1,00)1	1,032	15,133	△1,974	15,192
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					95		95
会計方針の変更を反映 した 当期首残高		1,00)1	1,032	15,228	△1,974	15,287
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△1,110		△1,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2,169		2,169
自己株式の取得						△326	△326
自己株式の処分				13		120	134
自己株式の消却				△801		801	-
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替				586	△586		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計			-	△201	472	595	866
2022年12月31日残高		1,00)1	831	15,700	△1,378	16,154

EBARA 荏原実業株式会社

	その他の	包括利	益累計額	
	その他有価証	退職給付に係	その他の包括利	純資産合計
	券評価差額金	る調整累計額	益累計額合計	
2022年1月1日残高	3,944	15	3,959	19,152
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				95
会計方針の変更を反映 した当期首残高	3,944	15	3,959	19,247
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				2,169
自己株式の取得				△326
自己株式の処分				134
自己株式の消却				-
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,716	△0	△1,717	△1,717

△1,716

2,228

連結会計年度中の変動額合計

2022年12月31日残高

 $\triangle 0$

14

△1,717

2,242

△850

18,396

計 算 書 類

貸借対照表(2022年12月31日現在)

資 産	の部	負 債 (か 部
流動資産	23,139		13,154
現金及び預金	10,397	流動負債 買掛金	5,107
受取 手形	340	電子記録債務	4,445
電子記録債権	1,712	短期借入金	1,000
売 掛 金	8,065	粒 期 1m 八 並 1年内返済予定の長期借入金	1,000
商品及び製品	958	未 払 金	155
仕 掛 品	331	未 払 費 用	234
未成工事支出金	104	未払法人税等	279
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	479	前爱金	1,572
関係会社短期貸付金	450	工事損失引当金	22
前 払 費 用	98	T 事 頂 八 万 当 並 そ の 他	256
そ の 他	201		1,453
_ 貸 倒 引 当 金	△1	長期借入金	91
固定資産	8,987	操延税金負債	862
有 形 固 定 資 産	2,782	役員退職慰労引当金	146
建物	1,248	退職給付引当金	237
構 築 物機 械及び装置	48	長期預り保証金	26
機 械 及 び 装 置 工具、器具及び備品	46 77	その他	88
土	1,351	負 債 合 計	14,607
建設仮勘定	4	純 資 産	の部
そ の 他	6	株 主 資 本	15,291
無形固定資産	80	資 本 金	1,001
借地権	8	資本 剰余金	831
ソフトウエア	63	資本準備金	831
電 話 加 入 権	7	利 益 剰 余 金	14,837
特許権	1	利 益 準 備 金	141
投資その他の資産	6,124	その他利益剰余金	14,696
投資有価証券	4,493	固定資産圧縮積立金	156
関係会社株式	249	別途積立金	11,175
保険積立金	408	繰越利益剰余金	3,364
投 資 不 動 産 長 期 貸 付 金	831 96	自己 株式	△1,378
長期貸付金その他	143	評価・換算差額等	2,228
質 倒 引 当 金	143 △99	その他有価証券評価差額金	2,228
		純 資 産 合 計	17,519
資 産 合 計	32,127	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,127



損 益 計 算 書(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

	;	科						目		金	額
売				上			高	5			28,350
売		لـ	E		原		佃	5			19,660
	売		上		総		利		益		8,690
販	売	費	及	び	_	般	管	理	費		5,986
	営		ŧ	業		利			益		2,704
営		業		外	灯	ζ	益	ŧ			
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	170	
	投	資	不	動	產	É í	賃	貸	料	84	
	そ				0)				他	23	278
営		業		外	費	Ì	用]			
	支		‡	7		利			息	5	
	不	動	<u> </u>	産	賃	貸		費	用	47	
	為		耆	彗		差			損	14	
	保		険		解		約		損	1	
	支		払		手		数		料	4	
	そ				0)				他	2	75
	経			常		利			益		2,907
4	寺		別			利			益		
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	140	140
4	寺		別			損			失		
	固	定	Ĭ	資	産	処		分	損	11	
	そ				0)				他	0	12
	兑	引	前	当	期		ŧ	利	益		3,035
	去 人			住 民			V :	事業	税	860	
	去	人	税		等	調		整	額	△10	849
=	当	ļ	期		純		利		益		2,186

株主資本等変動計算書(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

									• H/J1 1/
		株		主	資			本	
		資 本 剰 余 金			利 益 剰			余	金
	資本金	資 本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合 計	利 益準備金	そ の f 固 定 資 産 圧縮積立金	也 利 益 乗 別 途 積 立 金	余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計
2022年1月1日残高	1,001	831	201	1,032	141	159	10,175	3,785	14,261
会計方針の変更によ る 累 積 的 影 響 額								86	86
会計方針の変更を反 映した当期首残高	1,001	831	201	1,032	141	159	10,175	3,871	14,348
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立							1,000	△1,000	-
剰余金の配当								△1,110	△1,110
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	-
当 期 純 利 益								2,186	2,186
自己株式の取得									
自己株式の処分			13	13					
自己株式の消却			△801	△801					
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替			586	586				△586	△586
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	△201	△201	-	△2	1,000	△507	489
2022年12月31日残高	1,001	831	-	831	141	156	11,175	3,364	14,837

	株 主	資 本	評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本 計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
2022年1月1日残高	△1,974	14,321	3,944	18,266
会計方針の変更による累積 的 影 響 額		86		86
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△1,974	14,408	3,944	18,352
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		-		-
剰 余 金 の 配 当		△1,110		△1,110
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当期純利益		2,186		2,186
自己株式の取得	△326	△326		△326
自己株式の処分	120	134		134
自己株式の消却	801	-		-
利 益 剰 余 金 か ら 資本剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の事業年度 中 の 変 動 額 (純 額)			△1,716	△1,716
事業年度中の変動額合計	595	883	△1,716	△832
2022年12月31日残高	△1,378	15,291	2,228	17,519

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

荏原実業株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員 公認会計士 草 野 業務執行社員

耕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、荏原実業株式会社の2022年1月1日から 2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計 算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に準拠して、荏原実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係 る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に 記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結 子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内 容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセ スの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び 実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

荏原実業株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 草 野 耕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、荏原実業株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視 することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断によ



る。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査等 委員会が定めた「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に準拠し、取締役及 び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求 め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当期の監査方針、監査職務の分担等に従い、内部監査部門としての監査室その他内部統制を所管する管理本部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項並びに監査室からその監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所においては、直接訪問のほか必要に応じてインターネット等の活用により、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び 監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告 に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2023年2月21日

荏原実業株式会社 監査等委員会

監査等委員 清 水 亜 希 印

(注) 監査等委員 平山正剛、橘 昇、石橋和男及び清水亜希は、会社法第2条第15号及び第331 条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号

コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階 「桜の間」

電話03-3546-0111

<ご案内図>



交通機関

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅 (A1出口) より徒歩3分 JR新橋駅 (銀座口) より徒歩10分

都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 (A3出口) より徒歩7分

EBARA 在原実業株式会社